

派遣労働者の最低賃金は？

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されます。



派遣先の事業場が別の都道府県にある例

派遣先 埼玉県 最低賃金額 (時間額) **956円**

派遣元 東京都 最低賃金額 (時間額) **1,041円**

派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例

派遣先 京都府 最低賃金額 (時間額) **937円**

派遣元 兵庫県 鉄鋼業 最低賃金額 (時間額) **964円**

派遣先の東京都最低賃金(1,041円)が適用されます。

派遣先の兵庫県 鉄鋼業最低賃金(964円)が適用されます。

※金額は令和3年9月1日現在のものです。

最低賃金の確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較しよう。



最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合 $\frac{\text{時間給}}{\text{時間}} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$

2 日給の場合 $\frac{\text{日給}}{\text{1日の平均所定労働時間}} = \text{時間額} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$

3 月給の場合 $\frac{\text{月給}}{\text{1か月の平均所定労働時間}} = \text{時間額} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$

4 上記1,2,3が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) → 2の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → 3の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

使用者のみなさへ 使用者は、最低賃金額などを作業場のみえやすい場所に周知する必要があります。

事例1 ●●県で働くAさんの場合(月給のみの場合)

① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、 $168,000円 - 8,000円 = 160,000円$

この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、
② $160,000円 \div 1か月の平均所定労働時間(160時間) = 1,000円 > 850円$ であり、最低賃金額以上となっています。

基本給(月給) 135,000円
職務手当(月給) 25,000円
通勤手当(月給) 8,000円
合計 168,000円
1か月の平均所定労働時間 160時間
●●県 最低賃金額 850円

事例2 ▲▲県で働くBさんの場合(日給と月給の組み合わせの場合)

① 基本給(日給)を時間額に換算すると、 $5,000円 \div 1日の所定労働時間(8時間) = 625円$

② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当(月給)を時間額に換算すると、 $24,000円 \div 1か月の平均所定労働時間(160時間) = 150円$

③ 上記①と②を合計すると、 $625円 + 150円 = 775円 < 850円$ であり、最低賃金額未満となっています。

基本給(日給) 100,000円 (=5,000円×20日)
職務手当(月給) 24,000円
通勤手当(月給) 8,000円
合計 132,000円
1日の所定労働時間 8時間
1か月の平均所定労働時間 160時間
▲▲県 最低賃金額 850円

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥精算手当、通勤手当および家族手当 (※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、令和2年に設定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日	都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額	発効年月日
北海道	889 (861)	28	令和3年 10月1日	滋賀	896 (868)	28	令和3年 10月1日
青森	822 (793)	29	令和3年 10月6日	京都	937 (909)	28	令和3年 10月1日
岩手	821 (793)	28	令和3年 10月2日	大阪	992 (964)	28	令和3年 10月1日
宮城	853 (825)	28	令和3年 10月1日	兵庫	928 (900)	28	令和3年 10月1日
秋田	822 (792)	30	令和3年 10月1日	奈良	866 (838)	28	令和3年 10月1日
山形	822 (793)	29	令和3年 10月2日	和歌山	859 (831)	28	令和3年 10月1日
福島	828 (800)	28	令和3年 10月1日	鳥取	821 (792)	29	令和3年 10月6日
茨城	879 (851)	28	令和3年 10月1日	島根	824 (792)	32	令和3年 10月2日
栃木	882 (854)	28	令和3年 10月1日	岡山	862 (834)	28	令和3年 10月2日
群馬	865 (837)	28	令和3年 10月2日	広島	899 (871)	28	令和3年 10月1日
埼玉	956 (928)	28	令和3年 10月1日	山口	857 (829)	28	令和3年 10月1日
千葉	953 (925)	28	令和3年 10月1日	徳島	824 (796)	28	令和3年 10月1日
東京	1,041 (1,013)	28	令和3年 10月1日	香川	848 (820)	28	令和3年 10月1日
神奈川	1,040 (1,012)	28	令和3年 10月1日	愛媛	821 (793)	28	令和3年 10月1日
新潟	859 (831)	28	令和3年 10月1日	高知	820 (792)	28	令和3年 10月2日
富山	877 (849)	28	令和3年 10月1日	福岡	870 (842)	28	令和3年 10月1日
石川	861 (833)	28	令和3年 10月7日	佐賀	821 (792)	29	令和3年 10月6日
福井	858 (830)	28	令和3年 10月1日	長崎	821 (793)	28	令和3年 10月2日
山梨	866 (838)	28	令和3年 10月1日	熊本	821 (793)	28	令和3年 10月1日
長野	877 (849)	28	令和3年 10月1日	大分	822 (792)	30	令和3年 10月6日
岐阜	880 (852)	28	令和3年 10月1日	宮崎	821 (793)	28	令和3年 10月6日
静岡	913 (885)	28	令和3年 10月2日	鹿児島	821 (793)	28	令和3年 10月2日
愛知	955 (927)	28	令和3年 10月1日	沖縄	820 (792)	28	令和3年 10月8日
三重	902 (874)	28	令和3年 10月1日	全国加重平均額	930 (902)	28	



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>
WEBで確認! 最低賃金制度 検索

自分の最低賃金を、ちゃんと知ることが大事だよ。



みんなチェック! 最低賃金。

会社員、パート、アルバイトの方、学生さんもすべてのひとに適用されます。

働くすべての人と雇う人のためのルールです。